

新篠津村の 「ごみ」と「資源物」 分別の手引き

2012年（平成24年）発行

◆ごみの分け方、出し方は各市町村により異なります◆

燃やせるごみ … 2ページ

燃やせないごみ（碎くごみ） … 3ページ

危険ごみ … 2ページ

資源物（村が収集する） … 3ページ

指定ごみ袋・ごみ処理券 … 4ページ

（ごみ処理券）
束の作り方・出し方（例） … 5ページ

村では収集しないごみ①・②
… 6・7ページ

ごみ処理施設への直接搬入 … 8ページ

ごみの分別辞典 … 別冊

品目を五十音順で「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「危険ごみ」「資源物」などを例示していますのでご覧ください。

○この「分別の手引き」は、代表的な品目の例を示しています。掲載していない品目やご不明な点は、下記までお問い合わせください。

○ごみ・資源物の収集日は、お住まいの地区をお確かめのうえ、配布している「収集日カレンダー」をご覧ください。

ごみ出しは朝8時まで

ごみ・資源物の収集時間は、収集する車両台数や天候、ごみの量などにより変動します。ごみ出しは、収集日当日、必ず朝8時までに出してください。

飛散防止の工夫を

ごみ・資源物が風で飛び散らないように、袋のくちをきちんと縛り、重いごみの袋を上に乗せるなど、工夫をしてごみを出してください。

新 篠 津 村

電話 (0126) 57-2111 FAX (0126) 57-2226

台所のごみ

野菜・果物のくず、
残飯、卵のから、
貝がら、お茶の葉など
●水を十分に切る。



木類 (細かいもの)

割りばし、アイスクリームのへら、つまようじ、竹串など

(注) 太い・厚い木 (厚さ 0.5 cm 超、径 2cm 超) は、「燃やせないごみ」へ。



花・草・枯れ葉

切り花、雑草、落葉、ごぞ、むしろなど
●土はできるだけ取り除く。



布ロープ・ビニールホース

●長さ 2m 以下に切断する。



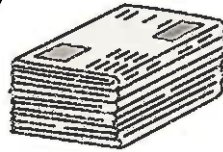
紙類

紙くず、ティッシュペーパー、紙製卵ケース、紙おむつなど
●紙おむつは汚物を取り除く。



新聞紙・ちらし・雑誌

できるだけ資源回収に出してください。(ごみとして出すときは、指定ごみ袋を使ってください。)



ダンボール

できるだけ資源回収に出してください。(ごみとして出すときは、指定ごみ袋やごみ処理券を使ってください。)



プラスチック類 (薄い・軟らかいもの)

色付や透明のトレイ、卵やイチゴの容器、納豆の容器、豆腐の容器、マヨネーズやケチャップの容器、シャンプーや洗剤の容器、ラップ、ポリタンク、ポリバケツ、スポンジ、ビニール、おもちゃ、文具、発泡スチロールの緩衝剤など

(注) 厚い・かたまりのもの (厚さ 0.5cm 超、径 2cm 超) は、「燃やせないごみ」へ。



布類

衣類、タオル、ジャンパー、座布団、クッション、布団カバー、シーツ、タオルケットなど



その他

ざる、かご、マッチ、花火、食用油、ペットの敷き砂など
●未使用のマッチ・花火は、水に 30 分ほどつける



※ごみ処理券による出し方は、4～5ページをご覧ください。

危険ごみ

中身の見える市販の袋などを使って出してください。

無料

※下記の区分ごとに、別々の袋に入れて出してください。

スプレー缶、ガスカセット缶

- ふたは、はずして「燃やせるごみ」へ。
- 缶の中身はできるだけ使い切る。
- 使い切れない場合は別袋にして、「中身が入っています」と表示する。
- 缶に穴を開けないでください。



乾電池、水銀体温計・温度計、ガス・オイルライター

- ライターは、できるだけ使い切る。
- ※充電できる電池 (ニカド電池など) やボタン電池は収集しません。協力店 (電気店など) にお問い合わせください。(6ページを参照)



蛍光管

- 割れないように購入時の紙箱や保護ケースに入れる。



燃やせないごみ (砕くごみ)

有料

木類 (太い・かたまりのもの)

剪定木、廃木材、コンパネ、解体した木製品など

(注) 細かいもの (厚さ 0.5cm 以下、径 2cm 以下) は「燃やせるごみ」へ。



布団類・毛布類

布団、毛布など



プラスチック類 (厚い・かたまりのもの)

まな板、ゴルフボール、クーラーボックス、風呂のふた、除雪用スコップ、スノーダンプ、ヘルメット、スノーヘルパー、塩ビパイプなど

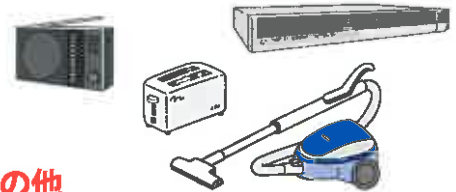
(注) 薄い・軟らかいもの (厚さ 0.5cm 以下、径 2cm 以下) は「燃やせるごみ」へ。



小型家電製品

ビデオデッキ、掃除機、ラジカセ、トースター、ヘアードライヤーなど

(注) 電池ははずす。



ガラス・陶磁器・金属類

板ガラス、鏡、油のびん、鍋、マニキュアびん、割れたびん、皿、コップ、茶碗、花瓶、植木鉢、白熱電球、刃物類、一斗缶など

●紙などで包んで。



家具・敷物類

ソファ (3人掛けまで)、じゅうたん、カーペット、ベッド用マット、玄関マットなど



電気コード・ワイヤー・針金・ゴムホースなど

●長さ 2m 以下に切断する。



皮・ゴム製品

コート、毛皮、ベルト、手袋、カバン、靴など



その他

たわし、傘、スキー用具、ゴルフ用具、自転車など



※ごみ処理券による出し方は、4～5ページをご覧ください。


資源物 (村が収集するもの)

中身の見える市販の袋などを使って出してください。

無料

※下記の区分ごとに、別々の袋に入れて出してください。(米袋や肥料袋などの「厚い袋」は使用できません。)

ペットボトル

飲料、しょう油、めんつゆ、食酢、調味酢などの容器で  マークの表示があるものに限る。

●水ですすぎ、ふたと帯ははずして「燃やせるごみ」へ。PET

※油の容器や、卵のケースは「燃やせないごみ」へ。



びん

飲料、栄養剤、化粧品の容器など

●水ですすぎ、ふたははずす。

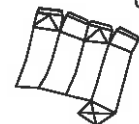
※油やマニキュアびんなどは「燃やせないごみ」へ。



紙パック

●水ですすぎ、開いて乾かす。

※内側が銀色の紙パックは「燃やせるごみ」へ。



かん

ジュース、ビール、缶詰、ミルク缶など

●水ですすぎ



白色トレイ

●水ですすぎ、ラップなどを取り除く。

※納豆の容器は「燃やせるごみ」へ。



新聞紙

チラシも一緒にして、ひもで十字に縛る (新聞専用の袋は可)

雑誌

大きさをそろえて、ひもで十字に縛る

ダンボール

折りたたんで、ひもで十字に縛る

指定ごみ袋・ごみ処理券

- ◆「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」は指定ごみ袋に入れて出すことが基本です。
- ◆ごみ処理券は、指定ごみ袋に入らないものに使用します。

- 指定ごみ袋、ごみ処理券は「指定ごみ袋等取扱店」で取り扱っています。
- 指定ごみ袋、ごみ処理券は1枚から購入できます。取扱店の人に申し出てください。

指定ごみ袋

種類	1枚	1袋(10枚)
10リットル袋	20円	200円
20リットル袋	40円	400円
30リットル袋	60円	600円
40リットル袋	80円	800円

- ① ごみ袋の中身がこぼれないように、口を縛るなどしてください。
- ② 袋から中身がはみ出さないようにしてください。
- ③ 袋が裂けた場合は、テープ等で補修してください。
- ④ 見られたくないごみなどは、紙などで包むか、他の袋に入れてから指定ごみ袋に入れてください。



ごみ処理券

区分	金額
長さまたは径が50cm以下のもの	1個につき 80円
長さが1m以下、径が10cm以下の枝木・廃木材など(束のサイズ(径)50cm、最長部1mまで)	1束につき 80円
長さまたは径が50cm超え、1m以下のもの(枝木などを除く)	1個につき 160円分
ごみの分別辞典に「●」印が付されているもので長さが1mを超えるもの	1個につき 240円分

- ① 品目1個ごとに見やすい場所に直接貼ります。
- ② ごみ処理券を貼った場合でも、衣装箱やダンボール箱などに、ごみを入れて出すことはできません。
- ③ ごみ処理券の代わりに指定ごみ袋を貼ることはできません。
- ④ 再使用防止のため、切れ目が入っています。
- ⑤ 破れた処理券は使用できません。



- (注) ・長さ = 1個の最も長い辺
 ・径 = 棒やパイプの直径
 ・束のサイズ(径) = 束の結束部分(束ねたところ)の直径
 ・最長部 = 束の最も長い部分

ごみ処理券の使い方(出し方)

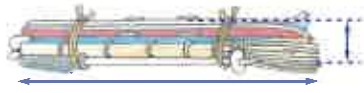
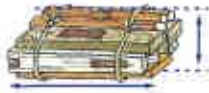
- ごみ処理券は1個ごとに貼るのが原則ですが、特定の種類のものについては複数品をまとめて、1束(1組)を1個とみなして出すことができます。
- 束にできる品目、束の作り方、束のサイズに応じたごみ処理券の金額などについては次ページに掲載しています。また、布団類・敷物類についてのサイズのとらえ方も次ページをご覧ください。
- 束にできる具体的な品目には「ごみの分別辞典」(別冊)に「★」または「■」印が付されています。

◆束の作り方

枝木・廃木材はこれまでも束にできましたが、平成 20 年 10 月から、棒状、板状のものも一定のサイズで束にできるようになりました。ただし、板状のものについては、同じ材質でなければなりません。ごみ処理券の金額は最長部の長さに応じた金額になります。

枝木・廃木材のみの束の例

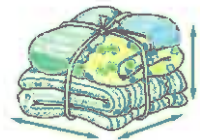
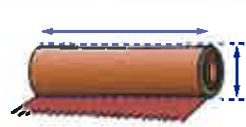
その他の束の例



※束の最長部は ←→ が一番長い部分です。

◆布団類・敷物類の出し方

指定ごみ袋に入らない布団類や敷物類に貼るごみ処理券の金額は、平成 20 年 10 月から、折りたたんだり、丸めたりした状態での最長部の長さに応じた金額になりました。(敷物類は 1 枚ごと)



※束の最長部は ←→ が一番長い部分です。

棒 (パイプ) 状・板状の束などの基準は下表をご覧ください。

区 分	出 し 方 な ど	束のサイズ (径) または高さ	最 長 部	処理券の金額 (1 束)		
燃やせるごみ	花・草類	ひもなどで縛り束にする 1本の長さ 1m 以下	直径 50cm 以下	1 m 以下	8 0 円	
	ダンボール類	折りたたみ、重ねてひもなどで縛り、ひとまとめにする	高さ 20cm 以下	50cm 以下	8 0 円	
	発泡スチロール類	重ねてひもなどで縛り、ひとまとめにする	高さ 1m 以下	50cm を超え 1m 以下 1m を超えるもの	1 6 0 円分 2 4 0 円分	
燃やせないごみ (碎くごみ)	剪定木 廃木材類	ひもなどで縛り束にする ○1本(1枚)の長さ 1m 以下、径(厚さ) 10cm 以下	直径 50cm 以下	1 m 以下	8 0 円	
	木板・ベニヤ板	重ねてひもなどで縛り、ひとまとめにする ○1枚の長さ 1m 以下、厚さ 10cm 以下	高さ 10cm 以下	50cm 以下 50cm を超え 1m 以下	8 0 円 1 6 0 円分	
	金属板	重ねてひもなどで縛り、ひとまとめにする ○1枚の長さ 1m 以下、厚さ 0.2cm 以下	高さ 5cm 以下			
	プラスチック・塩ビ板	重ねてひもなどで縛り、ひとまとめにする ○1枚の長さ 1m 以下、厚さ 3cm 以下	高さ 5cm 以下			
	ガラス板・鏡	重ねてひもなどで縛り、ひとまとめにする ○1枚の長さ 1m 以下	高さ 5cm 以下			
	たたみ	重ねてひもなどで縛り、ひとまとめにする ○1枚の長さ 1m 以下	高さ 10cm 以下			
	棒状束① (木・プラスチック・金属類)	棒状・パイプ状のものをひもなどで縛り束にする ○1本の長さ 1m 以下、径 10cm (金属棒 1cm) 以下、パイプ状のものは肉厚 0.5cm (金属製は 0.2cm) 以下	直径 20cm 以下			
	棒状束② (木・プラスチック・金属類)	次の品目同士、または次の品目と上記棒状束①の品目とを合わせて束にする場合 物干し竿、物干し支柱、傘、ほうき、モップ、デッキブラシ、スコップ、レーキ (熊手)、ブラインド、ロールカーテン、カーテンレール、ゴルフクラブ、スキー、ストック、スキーキャリア、アコーディオンカーテン	直径 20cm 以下			50cm を超え 1m 以下 1m を超えるもの
布団類	布団類には、スポンジマットレスを含みます 折りたたんだり、丸めたりしてひもで縛る ※2枚までを1組として		50cm 以下 50cm を超え 1m 以下 1m を超えるもの			8 0 円 1 6 0 円分 2 4 0 円分

※ 束にできる具体的な品目には「ごみの分別辞典」(別冊)に「★」または「■」印が付されています。

(注) ・長さ = 1 個の最も長い辺
・径 = 棒やパイプの直径

・束のサイズ (径) = 束の結束部分 (束ねたところ) の直径
・最長部 = 束の最も長い部分

村では収集しないごみ ①

次の品目は法律等により処理方法が決められており、村では収集も、処理も行っておりません。
下記により処理を依頼してください。

特定家電製品

◆家電リサイクル法に基づきメーカー等が回収処理しています。(有料)

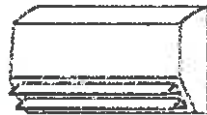
- テレビ
- 冷蔵庫●冷凍庫



- 洗濯機



- エアコン



◆排出方法

- 買い替える販売店
- 購入した販売店

パソコン類

◆資源有効利用促進法に基づき、メーカー等が回収処理しています。(有料)

- デスクトップパソコン
- ディスプレイ
- ノートパソコン



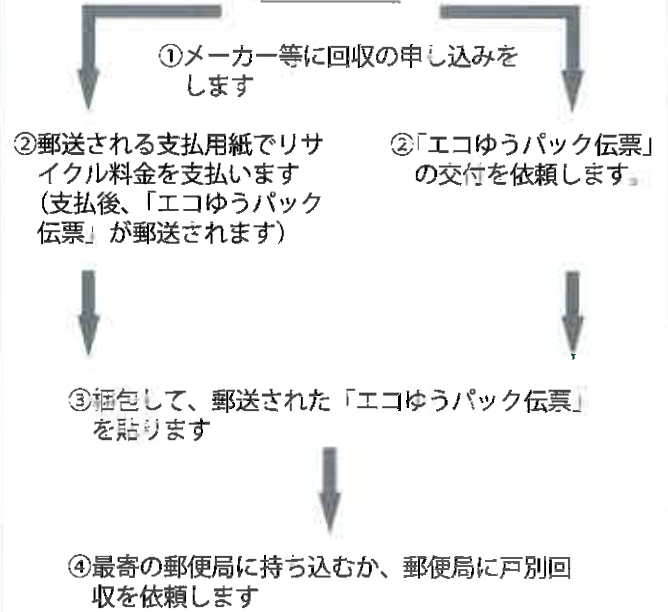
◆排出方法

パソコンメーカーまたはパソコン3R推進センター（メーカー不明や自作のパソコン [電話 03-5282-7685]）に連絡し、処理を依頼してください。

PCマークなし
(リサイクル料の負担が必要です)



PCマークあり
(リサイクル料は購入時に負担済みです)



電池

◆次の電池は、資源有効利用促進法等に基づき、メーカー等が家電販売店等の協力店を通じて回収処理しています。(無料)

- 小型充電式電池 ⇒ 法に基づき回収 ⇒ 協力店へ
(ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、携帯電話のバッテリーなど)
- ボタン電池 ⇒ 自主回収しています ⇒ 協力店へ
(アルカリボタン電池、酸化銀電池など)

※乾電池 (マンガン電池、アルカリ電池) は、村の「危険ごみ」に出してください。



村では収集しないごみ②

村では、法律等の定めにより特別な処理が必要なもの、材質等により江別市の施設等での処理が困難なものは収集しません。

2m以上や100キロ以上のものなど（大型のマッサージ機、電動ベッド、スプリングマット等）、ごみ収集（パッカー）車に直接投入できない処理困難物は、処理できる業者へ切断、分解を依頼してください。

収集しないごみ品目（例示）

※青「●」印の品目は、ごみの収集はしませんが直接江別市のごみ処理施設へ運び入れることができる場合もありますので、直接搬入される方は、8ページをご覧ください。

- 自動車の部品
（エアバッグ内蔵のもの）

- ゴムタイヤ



- 消火器

- 物置

- 白（木製）

- 耐火金庫



- 薬品類

（農薬、劇物）



- 火薬類

- 土砂

- バッテリー



- ピアノ、電子ピアノ



- オルガン、電子オルガン

- 発電機

- 除雪機、融雪機



- 農機、草刈機（エンジン式）

- 大型マッサージ機や最長部が1mを超える健康器具（モーター使用を含む）

- ワープロ専用機

（ブラウン管ディスプレイのもの）

- チェーン、ワイヤー、針金、電気コード、ロープ、ホースなどで2mを超えるもの

- オートバイ



- ガスボンベ類

（プロパンガス、アセチレンガス、炭酸ガス、酸素、水素など）



- 石油類

（ガソリン、軽油、灯油、シンナー、塗料、ベンジン、エンジンオイル、ブレーキオイルなど）

上記の品目については販売店、専門店にお問い合わせください。

注）石油・オイルは取り除いてください

- ストーブ（石油・ガス・石炭）



- ファンヒーター（ガス・石油）

- オイルヒーター

- 給湯器（ガス・石油）

- ボイラー（ガス・石油）

- 風呂釜（ガス・石油）

- ガスコンロ（ポータブル含む）

- ガステーブル



- 水中ポンプ

- コンプレッサー

- モーター類

- 自動車部品

（エアバッグ内蔵を除く）

- コンクリートブロック



- レンガ

- タイル

- アスファルト

- セメント

- 石膏ボード

- コンクリート製物干し台

- 縁石

- 土管

- 石灯籠

- 白（石製）

- ドラム缶



- 車用ホイール

- 漬物用の重し

- ボウリングのボール

- 農機、草刈機（電動式）

- 電動工具

- 工具類（スパナ、レンチ、ハンマー、バールなど）

- ジャッキ

- つるはし、くわの刃

- カケヤ

- 鉄アレイ・ダンベル



- バーベル

- リヤカー

- 灯油タンクで容量が90リットルを超えるもの

- 引越しなどの多量ごみ



※次の品目は最長部が1mを超えるものでも、直接搬入することができます。

- 家具類
- ファクシミリ
- 洗面台
- 衣料乾燥機
- 流し台
- コピー機

専門業者に処理を直接依頼してください。

※参考：村内事業者・・・重岡商店（電話 57-2621）

ごみ処理施設（環境クリーンセンター）への直接搬入

- 個人で直接処理施設に運び入れる場合は、村が発行する「依頼書」が必要になりますので、利用の際には役場住民課窓口で申請し、「依頼書」を受け取り処理施設に持参してください。
- 運搬業者に依頼する場合にも「依頼書」が必要になります。住民課窓口で申請し、「依頼書」を受け取り処理施設に持参してください。また、業者に依頼する場合は、運搬車両に同乗することが条件となっています。

◆搬入方法

- ①環境クリーンセンターでは、下図の赤矢印に従い、計量棟で受け付けします。
- ②計量棟では、ごみを積んだまま車の重さを量ります。
- ③計量後は、プラットフォームへ進み、誘導員の指示に従って搬入します。
- ④搬入後は、計量棟に戻って、もう一度車の重さを量り、ごみの重さに応じた処理手数料を後日村から請求します。

ごみ処理手数料 1.0kgにつき90円
 (事業系ごみについては1.0kgにつき110円)

◆注意事項

- 直接搬入できるのは、ご自分の家庭から出たごみに限ります。
- 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に分けてください。
- 袋を使う場合は、中身の見える袋を使ってください。
- 「指定ごみ袋」や「ごみ処理券」は使えません。

◆受入日時

12月31日から1月5日までを除く平日
 (但し、土曜・日曜・祝祭日は除く)
 午前 9:00～12:00まで
 午後 1:00～5:00まで

◆問い合わせ先

- 新篠津村役場
電話 57-2111 FAX 57-2226
- 新篠津環境衛生（新篠津村東町）
電話 57-2503

◆搬入先

江別市環境クリーンセンター（江別市八幡122番地）

◆環境クリーンセンター施設配置図

